

## ダム防災操作研修規約（Web実施版）

沿革 令和3年6月28日制定

（目的等）

第1条 ダム防災操作研修規約（以下「本規約」という）は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「センター」という）が、Webを用いて実施するダム防災操作研修（以下「本研修」という。）を円滑に実施することを目的として、本研修の実施に際して適用する。

（受講者の責務等）

第2条 本研修の受講者（以下「受講者」という。）は、本研修の受講に際して、自らの判断と責任の下、言動、行動、発信等を行うものとする。  
2 センターは、本研修に関連して、受講者が他の受講者又は第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等について、一切の責を負わない。

（通信テスト等）

第3条 受講者は、本研修受講前に、センターが実施する通信テストにより、受講に当たり使用するパソコンの動作環境等を確認の上、研修に参加するものとする。この場合において、センターは、通信に要するID及びパスワードを受講者に通知するものとする。

（禁止事項）

第4条 受講者は、本研修の受講に際して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならない。  
一 第三者を研修に参加させる行為又は第三者に本研修の実施内容を視聴させる行為  
二 本研修の実施内容について録画又はダウンロード等をする行為及びそれを利用（複製、送信、転載、改変等の行為を含む。）する行為  
三 センターから通知されるID又はパスワードを第三者に知らせる行為  
四 本研修の教材等を第三者に利用させるなど著作権法等に違反する行為  
2 センターは、前項各号に該当する行為が受講者にあった場合、又はセンターが不適切と判断する行為が受講者にあったと認めた場合、当該受講者に対し、研修参加の停止を命ずるほか、当該行為に伴い生じた損害の賠償を請求することがある。

（やむを得ない場合の研修の中止等）

第5条 センターは、次のいずれかに該当する場合には、事前に受講者へ通知して、本研修の一部又は全部を中止又は中断することができるものとする。この場合において、センターは、受講者に対し、受講料の全額又は一部を返金するものとする。

- 一 風水害、落雷、地震、停電、火災及びその他の天災に起因して本研修実施が困難又は困難となることが予想される場合
  - 二 ハッキング、コンピュータウイルス等により、本研修実施が困難又は困難となることが予想される場合
  - 三 本研修実施に必要な装置、システム又は通信回線等が不通、不良及び事故等により使用不能となった場合
  - 四 その他やむを得ない事由により、センターが、本研修の中止又は中断の必要があると判断した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急性があり、受講者に事前に通知することが困難と認められる場合、センターは、受講者に事前に通知することなく、本研修の一部又は全部を中止又は中断することができるものとする。

(保証の免責等)

第6条 センターは、受講者の責に帰す事由により、自ら受講が不能となった場合、受講者に対し、いかなる賠償の責も負わない。

- 2 センターは、本研修の受講に際して、受講者が予期せぬ理由により損害を被った場合、受講者がセンターに納付した受講料を限度として、受講者に対し、賠償の責を負うものとする。

(個人情報の取扱い等)

第7条 センターは、本研修の実施により得た個人情報については、法令を遵守するとともに、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が定める個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱うものとする。

(本規約の変更等)

第8条 センターは、受講者の募集から本研修が終了するまでの間に、本規約を変更する必要がある場合は、当該受講者の同意を得た上で、本規約を変更するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本規約の変更が受講者に不利益を与えないと合理的に判断できる場合においては、センターは、当該受講者の同意を得ることなく本規約を変更することができるものとする。
- 3 センターは、前2項の規定により、本規約を変更した場合、速やかに機構のホームページに、変更後の本規約を掲載するとともに、受講者に対し、そ

の旨通知するものとする。

附 則

この規約は、令和3年7月1日から実施する。